

## 持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの 共有責任ガイダンス書類

### 共有責任ガイダンス – 消費財製造業者

本ガイダンスは、RSPOメンバーである消費財製造業者が、RSPO共有責任(SR)タスクフォースについて、2019年10月31日にRSPO理事会によって承認されたSR要件と実施書類によって義務付けられている消費財製造業者に適用される共有責任やSR要件の理解を助ける事を目的とする。SR事項に関する詳細な情報は、[RSOP SR website](#) を参照の事。質問やコメントがある場合には、[sharedresponsibility@rspo.org](mailto:sharedresponsibility@rspo.org)にご連絡ください。

#### 全般的な確認事項

- SR 要件の範囲 (添付1の承認された SR要件書類<sup>1</sup>を参照) は、最低当該組織のパーム油に関連する活動に適用されるが、他の作物(例:パーム椰子は、カカオやココナツをも含む森林作物の一部であり、調達源に関するポリシーが適用されている)に関する証明書類の作成を含む可能性がある。
  - 書類/ポリシー/活動或いは手続きの要件 (即ち実施証明)は、RSPOメンバーの運用に関連するものでなければならない。SR案件に異なる表明がある場合はこの限りではない。(例えば、SR4の第三者の請負人についての表明。)
  - サプライヤー (即ち、物品/製品を提供する者達)と (下請け/第三者) 請負人 (即ち運用サービスを提供する者達) とは、RSPOメンバーが影響を及ぼす、契約しているサプライヤー等でパーム油バリューチェーンに属する者を指し、電話或いは電気等のインフラ構築サービスの契約の下で運用にかかわる者ではない。
  - 上記のように、SR要件に含まれる事項は、異なる事項毎にそれぞれ個別のポリシー、手続き、計画によって実施できるが(森林作物ポリシーにおいて複数の作物を網羅する)、単独の(パーム固有の)責任を持つ調達源ポリシー、手続き及び計画にまとめる事もできる。
  - 一つの活動或いはポリシー (即ちエビデンス) は、複数の要件の順守を示す事に使用できる。例えば、RSPO の独立小規模農家(IS)のクレジット購入は、SR 13, 28 と 29或いはSR9と15-21を網羅する人権ポリシーの順守を示す。
  - SR 要件は、大中小企業及び組織に適用される。
  - SRを順守する資格を持つRSPO メンバー (即ち、通常のパーム栽培者ではない メンバー) は、RSPO 認証パーム油製品の 100% 使用達成に向けた個々の進捗状況を測定する年次報告書(ACOP)を提出し、MyRSPO プロフィールにエビデンスを提供する事で、RSPO 事務局に報告する。
- SRセクションの MyRSPO プロフィール上にRSPOメンバーが、エビデンスを提供する方法は、[ここをクリックして](#)参照の事。RSPOメンバーのSR実施状況は、共有責任スコアカードに示され、毎年(9月)更新される。

---

<sup>1</sup> 承認されたSR要件書類とは、RSPO共有責任(SR)タスクフォース、2019年10月31日の承認されたSR要件と実施書類を示す。

<https://rspo.org/wp-content/uploads/sr-requirements-and-implementation-31-october-2019.pdf>

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

共有責任(SR)要件とガイダンス(G)

|     | 共有責任(SR)要件或いはガイダンス(G)   |
|-----|---|
|     | 透明性と適法性   |
| SR1 | 経営書類、例えば持続可能性報告書、年次報告書が、公開されている。  |
| G1  | 公開されているとは、会社のウェブサイトや、MyRSPOメンバープロフィール或いはそれらに類似するもので公開されている事を意味する。   |
| SR2 | 募集の仕方やコントラクターを含む倫理規範に関するポリシー  |
| G2  | このポリシーは、ポリシーと倫理規範を含んでいる公開書類或いはメンバーのウェブサイトの部分であり得る。<br>ポリシーには、最低次を含まなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正に事業を行う事の尊重</li> <li>● 全ての形態の汚職、賄賂及び資金並びにリソースを不正に使用する事の禁止</li> <li>● 適用法と業界で受け入れられている慣行に従っての適切な情報開示</li> </ul> 倫理規範ポリシーは、以下の要素を網羅しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 賄賂 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ファシリテーション・ペイメント(通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払)</li> <li>－ 贈り物と接待のガイダンスと手続き</li> <li>－ 政治献金の開示</li> <li>－ 慈善の為の寄付と協賛のガイドライン</li> <li>－ 公正な事業実施の尊重</li> </ul> </li> <li>－ 適用法と業界で受け入れられている慣行に従っての適切な情報開示</li> <li>－ 既存の反汚職法規の順守</li> <li>－ 労働者から費用を徴収しない</li> <li>－ 募集費用と交通費を労働者の賃金から回収しない</li> <li>－ 労働仲介業者或いはサプライヤーから贈り物やコミッションを受け取らない。</li> </ul> |
| SR3 | 組織は、適用される法的要件を順守する。   |
| G3  | すべての適用される法的要件を順守している事を示すエビデンスは、発行日が記  |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|      |   |
|------|---|
|      | <p>載されているすべての適用される法的要件、関連する(調達源に関する)ポリシー並びに/或いは行動規範に含まれるポリシーに関する参考文献のリストの形態を取り得る。</p> <p>法的要件とは、異なる法規に定義されている事を示す。法規は、地方、地域及び中央政府、法規制機関及び公的機関を含む様々な機関によって発行される事が可能である。従って、法規には、国際宣言、協定、条約、国、サブナショナル(準国家的)、地方及び地域の規則を含む。</p> <p>関連する法律には、労働規則、環境規則(例えば、野生保護法、汚染、環境管理及び森林法)、社会規則(例えば、公衆衛生、人権等)を含むが、それらだけに制限されない。</p> <p>国際法或いは協約の下で国が順守する事が義務付けられている法が適用される場合にはそれらも含む。例えば、生物多様性協約(CVD)、ILO中核的労働基準に関する協約、国連指導原則、ビジネスと人権に関する基本理念等である。さらに、慣習法を尊重するという規定がある国では、それらも考慮される。</p> |
| SR4  | 組織は、パーム油のサプライチェーンにかかわるすべての第三者請負人に対して法的要件の順守を要求する。   |
| G4   | <p>第三者の請負人がすべての適用される法的要件(地域、国の法的要件及び批准されている国際法規の要件)を順守している事を示すエビデンスは、適用される法的要件を満たしている事を示す特定の条項を含む第三者請負人との契約並びに/或いはサプライヤーの行動規範の形態を取り得る。</p> <p>法的要件に関するガイダンスについてはG3を参照の事。</p>  |
| SR5  | 組織は、継続的に実行されている事を定期的にモニターする。  |
| G5   | <p>継続可能な実行とは、SR要件に関する完全かつ時宜を得た報告が行われている事を示す。(承認されたSR要件書類<sup>1</sup>のセクション10を参照)</p> <p>メンバーは、RSPO 認証パーム油製品の 100% 使用達成に向けた個々の進捗状況を測定する年次報告書(ACOP)を提出し、MyRSPO プロフィールにエビデンスを提供する事で、RSPO 事務局に報告する。SRセクションの MyRSPO プロフィール上にRSPOメンバーが、エビデンスを提供する方法は、ここをクリックして参照の事。</p>   |
| SR6  | 組織は、RSPO事務局にSRメトリクスを報告し、協議が必要な場合には、その為に開発されたACOPひな形を使って追加の質問を提出する。  |
| G5と6 | SRメトリクスは、SR要件を示す。メンバーは、RSPO 認証パーム油製品の 100% 使用達成に向けた個々の進捗状況を測定する年次報告書(ACOP)を提出し、MyRSPO プロフィールにエビデンスを提供する事で、RSPO 事務局に報告する。SRセクションの MyRSPO プロフィール上にRSPOメンバーが、エビデンスを提供する方法は、ここをクリックして参照の事。  |
| SR7  | <p>製品にRSPOの認定品を示すラベルをつけない*での販売促進が、RSPO CSPOを含む製品に導入されている。(注:同じ製品に、他の追加の認定品ラベルがつけられていたり、認定品のラベルをつけずに宣伝が行われていたりする場合もあり得る。)</p> <p>* RSPOラベルが製品或いはパッケージにつけられていない</p>   |
| G7   | RSPOの認定品(即ち組織が販売する製品)の販売促進は、ウェブサイトでの表明、プロッシャー、バナー、ニュースレター、或は他の何らかのコミュニケーション資料を通じて行われる。RSPOのラベル或いは商標を使用する事は要求されない。RSPOが承認するパーム油製品の使用に関するコミュニケーションは、マーケットコミュニケーションとRSPO認定に関するRSPO規則2022に従う。   |
| SR8  | 製品に持続可能なパーム油を使用している事に関するパッケージ上のコミュニケーションを含み、透明性が高く明確なコミュニケーションを維持する。  |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|      |   |
|------|---|
| G8   | RSPO製品の使用を推進する透明性の高いコミュニケーション、アドボカシー及びアウトリーチ活動を示すエビデンスは、持続可能なパーム油を推進するウェビナーでパネリストとして話す事や、組織のウェブサイトでコミュニケーションを測る事、或いは持続可能なパーム油をサポートするか並びに/或いは推進する持続可能性報告、アドボカシーキャンペーン、RSPO商標の使用、キャパシティービルディング等の形態を取り得る。<br>RSPOの会員資格及びRSPO認定パーム油製品の使用に関するコミュニケーションは、マーケットコミュニケーションとRSPO認定に関するRSPO規則2022に従う。  |
| 社会   |   |
| SR9  | 組織は、サプライヤーと下請けを含む人権を尊重する事をポリシーとする。  |
| G9   | 最低、人権ポリシーは、労働者の権利の保護とSR15-21の記述事項を含んでおり、その実施を約束していなければならない。(例えば、非差別、保健安全、虐待やハラスメントをしない事)ポリシーは、以下のILO協約を考慮しなければならない。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 強制労働協約、1930年(第29号)</li> <li>● 強制労働協約の2014年議定書、1930年(P029)</li> <li>● 強制労働協約の廃止、1957年(第105号)</li> <li>● 強制労働勧告、2014年(第203号)</li> <li>● ILO最低年齢協約、1973年(第138号)</li> <li>● 運用国が批准しているその他のILO協約要件</li> </ul> SR9とSR15-21に関連する案件の場合には、一つのポリシーを、複数の要件についてアップロードできる。<br>サプライヤーと下請けの人権については、サプライヤーと下請けとの間で交わされる契約中の特定の条項で或いは、組織のサプライヤー行動規範中で取り決める事ができる。 |
| SR10 | パームの栽培にかかわっていないメンバーは、RSPO苦情処理メカニズムに沿って並びに/或いはそのメカニズムを参考として開発した苦情処理メカニズムを公開している事とする。ヤシ油サプライチェーンに関連する苦情が持ち上がった場合には、明確なアクションプランがあるべきで、それを示す必要がある。  |
| G10  | 組織は、「公開」と「RSPO苦情処理メカニズムに沿って並びに/或いはそれを参考にしての開発」を、以下のように解釈する。<br>公開:影響を受ける全ての者たちがアクセス可能である。<br>RSPO苦情処理メカニズムに沿って並びに/或いはそれを参考とする開発:<br>RSPO苦情処理メカニズムの理念(アクセシビリティ、効率性、公平性、説明責任及び独立性)或いは簡単にRSPO苦情処理メカニズムと呼称される事を使用して、組織の事情に合わせた適切なメカニズム/手続きを独自に開発する。RSPOメンバーに対する苦情がRSPOの基幹書類の違反に関連するか、苦情が影響を受ける者達の間で解決できない場合には、RSPO苦情システムに持ち込む事ができる。   |
| SR11 | 組織は、パーム油のサプライチェーンを運用するにおいてFPICを尊重する事を約束する事をポリシーとする。   |
| G11  | 組織は、自身と又そのサプライヤー(例えば顧客)の運用の為に自由意思による、事前に十分な情報を受けて同意する(FPIC)事をポリシーとする。<br>サプライヤーの為にFPICを網羅する事は、サプライヤーとの契約中の個別の条項或いは組織のサプライヤー行動規範において実施できる。<br>FPICとは何かについては、FPICガイドを参照の事。  |
| SR12 | 法的、慣習的権利或いはユーザーの権利を明確にする手順及び保証を受ける権利を持つ人々を明確にする手順が定められている。  |
| G12  | 組織は、FPICポリシーを実施する為に必要な運用手順を示す手続き、即ち原住民、地域コミュニティ及び運用にかかわる他のユーザーの土地に関する権利及び補償を受ける権利を持つ人々を明確にする為の方法を開発する。参加型SEIA   |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|      |  |
|------|--|
|      | (社会環境影響アセスメント)を通じて、原住民、地域コミュニティ及び他のユーザーの権利を明確にし、どのような影響があるかを評価する事を奨励する。特に、土地保有権と使用に関する調査及び参加型マッピングである。   |
| SR13 | 組織は、小規模土地所有者を持続可能なサプライチェーンに組み込む事をサポートする。例えば、RSPO小規模農家サポート基金、RSPO小規模農家アカデミーと奨学金制度、ISH基準を実施する為にISHグループを支援する事、法的/登録サポートである。   |
| G13  | <p>POサプライチェーンにおいて小規模農家(RSPOの認定を受けた小規模農家に限られない)を支援する為にどのような活動をするかは、組織が独自に決める事ができる。以下にいくつかの例を挙げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. RSPO小規模農家サポート基金(RSFF): 共同出資を行う認定プロジェクト。RSPOメンバーは、RSFFの助成金を受取する小規模農家に共同出資できる。どのような小規模農家が共同出資を求めているかの詳細な情報は、<a href="mailto:rssf@rspo.org">rssf@rspo.org</a>にメールを送る事で入手可能。</li> <li>2. RSPO農規模農家トレーナーアカデミー(STA)のパートナーとなる: STAパートナーとしてサインアップし、マスタートレーナーとなる。アカデミーは、小規模パーム油農家とそれをサポートする組織がより質の高いトレーニングにアクセスできる事を助け、小規模農家が持続可能な生活の糧を確立する為のより大きな能力が持てるようにする。</li> <li>3. 直接投資或いは独立した小規模農家(ISH)認定プロジェクトの推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. ISH運用国における法的/登録サポート</li> <li>b. HCVマッピング</li> <li>c. 小規模農家が認定を受ける準備ができていかどうか評価する為のコンサルタントによる内部監査</li> <li>d. 個人用保護具(PPE)の購入</li> </ol> </li> <li>4. 供給基地において小規模農家に対してRSPO基準についての技術的な支援とトレーニングを提供する。</li> <li>5. 小規模農家の為の生活の糧改善プロジェクトを支援する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 供給基地の認定を受けていない小規模農家の為の法的なサポートと土地保有権の問題についてのサポート</li> <li>b. 優良管理の実践と優良農業実践に関するトレーニング</li> </ol> </li> <li>6. 小規模農家からのパーム油製品のソーシング。例えば、RSPO IS-Creditsを通じて。</li> </ol> <p>RSPO小規模農家エンゲージメントプラットフォームは、RSPOのメンバーが認定に向けて、支援を必要としているファシリテーターと小規模農家と結びつく事ができるプラットフォームの一つである。</p> |
| SR14 | 組織は、小規模農家を持続可能なサプライチェーン(上を参照)に組み込むアクションを報告する。  |
| G14  | <p>アクションの報告は、MyRSPOプロフィール或いは組織のウェブサイトに関連する書類をアップロードする事で行う。小規模農家に対する支援を示すエビデンスの例は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 小規模農家プロジェクト報告</li> <li>- 持続可能性報告</li> <li>- 年次インパクト報告</li> <li>- 覚書(MoU)</li> <li>- RSPO IS-Creditsの購入/クレジットクレームの証明</li> </ul>   |
| SR15 | 組織の公に入手可能な労働権ポリシーに含まれるもの: 非差別と機会均等ポリシー   |
| G15  | 労働ポリシーは、非差別実践の表明を含まなければならない、人種、カースト、出身国、宗教、障害、ジェンダー、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、組合加入、所属政党或いは年齢に基づいての差別を防がなければならない。差別的な手段  |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|      |   |
|------|---|
|      | としての妊娠テストは行われず、法的に実施義務がある場合にのみ許可できる。  |
| SR16 | 組織の労働権利は、労働者の給与と労働条件のポリシーを網羅する。   |
| G16  | 少なくとも労働権利ポリシーに記述されている労働者の給与と労働条件は、法的(国法)あるいは産業の最低基準を満たしている事とする。<br>給与については、すべての労働者は法定最低賃金或いは労働協約(CBA)で交渉される最低賃金のいずれか高い方を支払われる。労働条件は、通常の就労時間、控除、残業、病欠、休日の権利、産休、解雇の理由及び通知期間を含む。   |
| SR17 | 組織の公に入手可能な労働権利ポリシーに含まれるもの: 結社の自由と団体交渉   |
| G17  | 会社は、社内の運用内で移民労働者及び出稼ぎ労働者を含むスタッフと労働者の結社と団体交渉を行う権利が、ILOの87号と98号協約に従って尊重される事を保証する。ただし、国法に異なる規定がある場合はこの限りではない。  |
| SR18 | 組織の公に入手可能な労働権利ポリシーに含むもの: 児童保護とサプライヤーと第三者請負人の為の是正  |
| G18  | 組織は、国法に定められている最低就労年齢に基づく最低就労年齢を、国が定める就労時間/就労条件/就労形態と共に明確に定義しなければならない。<br>児童労働は、児童の幼年期、可能性と尊厳を奪い、その事は心理的並びに精神的な発展を損なう。<br>以下のように適用される。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>— 18歳未満のすべての児童で、「最悪な形態の児童労働」にかかわる者(ILO協約182号)</li> <li>— 経済活動に従事している12歳未満のすべての児童、並びに</li> <li>— 軽作業以上の仕事に従事している13歳から15歳までのすべての児童。</li> </ul> ILOは、軽作業を児童の健康或いは発展に害をもたらさない仕事と定義しており、就学或いは職業訓練に悪影響を及ぼさない仕事と考えられる。<br>ILO最低年齢協約1973年(138号)により、18歳未満の者は危険な仕事に就くべきではない。<br>児童労働是正とは、児童の安全を保証する為に、労働を行う状況から児童を除外し、児童労働に代わる適切な状況に置く過程を示す。是正の例は、就労している未成年の労働者が見つかった場合に補佐する手続きであり、児童を職場から連れ出し、親/保護者に通知し、再度教育が受けられるようにする事を保証する。就労最低年齢以上である場合には、危険でない仕事で働く機会を創造する。 |
| SR19 | 組織の公に入手可能な労働権利ポリシーに含まれるもの: セクハラと他のすべての形態のハラスメントを防止するポリシー  |
| G19  | ILOが提供するセクハラポリシーの例はここをクリックする事で読む事ができる。<br>セクハラは、望まない性的な性格を持つ行為、権力を乱用しての性的な行為の要求、口頭或いは肉体的な行為、或は性的な性格を持つ身振り手振りで、それを受けた者が屈辱、侮辱並びに/或いは怯えを感じる事と定義され、そのような反応がある事が、その状況や状態では当然であり、或は仕事で必要なものとされ、或は恐怖感があり、敵対的或いは不適切な職場環境を創造するものである。   |
| SR20 | 組織の公に入手可能な労働権利ポリシーに含まれるもの: 強制労働或いは人身売買による労働がない事に関するポリシー   |
| G20  | すべての労働者は、任意で就労し、以下の事は禁じられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府が発行する身分を証明する書類、旅券、或は労働許可の保持</li> <li>● 借金による束縛*、賃金の留保、不公平な仕事の目標を達成できない理由で賃金を削減する。</li> <li>● 就職あつせん費用と関連するコストの支払い**</li> <li>● 非任意の残業</li> <li>● 退職の自由がない</li> <li>● 解雇に関する罰金</li> <li>● 当事者交代契約***</li> </ul>   |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|      |  |
|------|--|
|      | <p>* 借金による束縛とは、債務の代わりに就労する事である。これは、役身折酬或いは奴隷労働としても知られており、労働者は、就労する事で自分自身の債務或いは家族の債務を返済できると言われている。借金による束縛は、労働者が(しばしば家族と共に)自身の債務或いは相続した債務を返済する為に雇用者の為に強制的に就労させられる事である。</p> <p>* * 就職あっせん費用と関連するコストとは、労働者の雇用或いは就職を保証する為に発生する何らかの料金或いはコストであり、それらの徴収或いは回収の形態、時期或いは場所にかかわらない。</p> <p>* * * 当事者交代契約とは、労働者が元々合意していた雇用条件を書面で或いは口頭で交代或いは変更する事であり、その結果、より利益が少ない悪い条件になる。雇用契約或いはコントラクトの変更は、そのような変更が地域の法に基づいて行われ、同等或いはより良い条件を提供する場合以外は禁止されている。</p> |
| SR21 | 組織は、労働衛生安全のポリシーとSOPを持っている。   |
| G21  | <p>労働衛生安全(OHS)ポリシーと標準運用手順(SOP)は、国のガイドラインに従わなければならない。OHSポリシーとSOPに網羅しなければならない事項を次のように提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故が発生した際と緊急時の手続き</li> <li>● 衛生と安全(H&amp;S)の問題を明確にする為のリスクアセスメントを行う。</li> <li>● H&amp;S事項の責任者を明確にする。安全委員会の会議を記録する事を含む。</li> </ul> <p>個人用の保護具(PPE)を提供する。</p>  |
| 環境   |  |
| SR22 | 毒物及び危険物である特性に基づいて、削減、リサイクル、再利用及び廃棄を行う事を含む廃棄物管理計画が書類に残されており、実施されている。  |
| G22  | <p>危険廃棄物とは、人間の健康と環境に危険であるか、有害な影響を与える可能性のある特性を持つ廃棄物である。</p> <p>組織は操業において発生する廃棄物を削減する3R(削減—再利用—リサイクル)の概念を適用する。</p>   |
| SR23 | 水資源をより効率的に使用し、継続的に入手可能である事を推進する為に、又同じ水源を利用する他の者に悪い影響が出る事を避ける為に水管理計画が存在し実施されている。  |
| G23  | <p>水管理計画は、次のようであるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源が効率的に確実に使用され再生可能である事を目指す。</li> <li>● 天然の水流、水辺及び他の緩衝地帯を保護する。</li> <li>● 自然の水理形式と水の流れを維持する。</li> <li>● 操業に水を使用し管理する事が、地域コミュニティー及び慣習的な水の利用者を含む流域の他の水の利用者に悪い影響をもたらす結果にならない事を保証する。</li> <li>● 土壌、栄養分或いは化学薬品が流れ出す事で或いは廃棄物を不適切に廃棄する結果により、地表水と地下水が汚染される事を避ける。</li> </ul>  |
| SR24 | 化石燃料の使用の効率を向上し再生エネルギーの最適化を図る計画が実行され、モニターと報告がされている。   |
| G24  | 建築に際して或いはすべての操業のアップグレードを行うに際して、エネルギーの効率化が考慮されている。  |
| SR25 | 温室効果ガスの排出についてのポリシーがあり、それには、a) 温室効果ガスの明確化とアセスメント並びにb) 温室効果ガスの排出削減或いは最低にする為の実施計画がモニターされている事が示されている。  |
| G25  | <p>組織が管理或いは所有している排出源からの直接的及び間接的な温室効果ガスの排出(スコープ1と2)は、温室効果ガス議定書に沿ったポリシーに網羅されていなければならない。</p> <p>スコープ1の排出は、組織が管理或いは所有している排出源から起こる直接的な</p>  |

持続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)の消費財製造業者メンバー向けの  
共有責任ガイダンス書類

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>温室効果ガス排出である。会社の設備や車両からの排出である。(例えば、ボイラーや炉での燃料燃焼)スコープ2の排出は、電気の購入、蒸気、熱或いは冷却に関連する間接的な温室効果ガスの排出である。スコープ2の排出は、それが発生する施設での実際的な排出であるが、組織のエネルギー使用の結果発生する理由で組織の温室効果ガスインベントリーの中に入っている。<br/>報告の例: ESG報告、持続可能性報告或いは他の公に入手できる書類</p>   |
| アップテイクとリソーシング |  |
| SR26          | アップテイクのパーセンテージを増加する野心的な目標を含みすべての市場で需要を押し上げる為に消費財製造業者は、持続可能なパーム油を活発に宣伝する。   |
| G26           | ポイント毎のアップテイクの年間目標は、ここをクリックしてみる事ができる。年間アップテイク目標の順守状況については、進捗に関する年次報告(ACOP)で報告された数量に基づいてRSOP事務局が計算した。CSPOベースラインは、前年度に報告されているACOP終了を基に年次数量を計算している。アップテイク目標値を達成する為のCSPO数量の計算の仕方は、RSPO Factsheet on Target Volumeを参照の事。   |
| SR27          | 関連するポリシーが公に入手可能である。例えばソーシングポリシー  |
| G27           | SR要件に必要なすべてのポリシーの他、ソーシングポリシーの様な関連する他のポリシーがあればアップロードしてください。   |
| SR28          | RSPOに対するサービスとサポート、例えばRSPOのワーキンググループやタスクフォースへの参加、管轄地域/空間的なかわり、ISH認定の為のサポートが提供されている。   |
| SR29          | SRを効果的に実施する事を保証するリソースに全メンバーがコミットする。  |
| G28と29        | <p>SRを効果的に実施する事を保証する為にRSPOをサポートしリソーシングを行う活動は、必ずしも財政的な投資や貢献を意味しないが、それらの活動を行うかそれに貢献する為に時間と人を割り当てる事もできる。<br/>活動には以下が含まれると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ RSPOワーキンググループ或いはタスクフォースへの参加</li> <li>－ 独立した小規模農家(ISH)のサポート</li> <li>－ RSPO小規模農家 트레이ナーアカデミーへの貢献</li> <li>－ 独立小規模農家認定プロジェクトへの直接投資</li> <li>－ 管轄地域/空間的なアプローへのかわり/直接投資</li> <li>－ 是正と補償(RaCP)過程でメンバーをサポートする為の財政的な貢献、保全と復元イニシャティブにおける直接/団体投資</li> <li>－ 上流におけるLW deficit に取り組むための下流産業事業者による競合他社との協力の推進</li> <li>－ サプライチェーンに参加する事業者(バイヤーとサプライヤー)間の持続可能なソーシングと共同コミットメント並びに賃金改善計画におけるパートナーシップとアクションの推進</li> </ul> <p>認定を受けた持続可能なパーム油製品の生産或いは消費を推進する為にFTEを割り当てる。</p> |